

○情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱の制定について（例規通達）

平成14年3月29日群本例規第14号（広）警察本部長

改正

平成15年4月群本例規第19号（広）
平成16年4月群本例規第21号（広）
平成20年3月群本例規第12号（務）
平成20年11月群本例規第31号（務）
平成21年5月群本例規第22号（広）
平成26年3月群本例規第9号（広）
平成27年4月群本例規第24号（広）
平成29年7月26日群本例規第17号（広）
令和2年4月28日群本例規第14号（務）

群馬県公安委員会及び群馬県警察における情報公開の総合的な推進を図るため、別添のとおり情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱を制定し、平成14年4月1日から施行することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び警察本部長（以下「本部長」という。）に係る群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第2章の情報公開の総合的な推進について、必要な事項を定めるものとする。

（情報の公表の内容）

第2条 条例第4条第1項第1号の内容は、県の長期計画、県の総合計画、法令等により策定を義務づけられている基本計画及び附属機関等の検討を経て策定する基本計画の全文又は概要とする。

2 条例第4条第1項第2号の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1） 県予算における主要事業のうち本部長が指定する公共工事に関しては、実施目的、規模、発注状況、進行状況、完成時期及び効果

（2） 県予算における主要事業のうち本部長が指定する公共工事以外の事業に関しては、公共工事に準ずるもの

3 条例第4条第1項第3号の実施機関が定める事項及び内容は、次に掲げるとおりとする。

（1） 条例第41条に定める出資等法人のうち県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人で、本部長が所管するものの定款、役員名簿、社員名簿（公益社団法人の場合に限る。）、評議員名簿（公益財団法人又は一般財団法人の場合に限る。）、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書及び収支予算書

（2） その他公安委員会又は本部長が必要と認める事項及び内容

（公表の時期）

第3条 前条の規定による公表（以下単に「公表」という。）は、情報の発生の都度、速やかに行うものとする。

（公表を行う者）

第4条 公表を行う者は、所属長（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第2号に規定する所属の長をいう。以下同じ。）とする。

（公表の方法）

第5条 公表は、原則として、インターネットのホームページに掲載し、及び当該情報が記録された文書を県民センターにおいて閲覧に供することにより行うものとする。ただし、情報が大量である等ホームページに掲載できないことに合理的な理由がある場合は、当該情報が記録された文書を閲覧に供することのみとすることができる。

（公表する事業の報告）

第6条 所属長は、第2条第2項の規定による本部長が指定した事業については、指定後速やかに取

りまとめの上、情報の公表に係る指定事業報告書（別記様式第1号）を作成し、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）に報告するものとする。

（情報の提供）

第7条 所属長は、条例上の公表を行うほか、公安委員会又は群馬県警察（以下「県警」という。）の施策等に関する情報の提供（以下「情報提供」という。）に努めるものとする。

（提供の方法）

第8条 情報提供は、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- （1） インターネットのホームページへの掲載
- （2） 県民センターにおける閲覧
- （3） 県警の発行する広報紙又は広報誌への掲載
- （4） 印刷物としての配布又は有償刊行物としての頒布
- （5） 報道機関への資料提供
- （6） その他本部長が効果的と認める方法

（公表等に係る事務手続）

第9条 所属長は、公表又は情報提供（以下「公表等」という。）に係る資料をインターネットのホームページに掲載し、又は県民センターにおいて閲覧に供する場合は、その公表等を行う期間を定めた上、インターネットのホームページに掲載する資料はHTML形式等により作成したファイルを、閲覧に供する資料は当該資料2部を情報の公表・情報の提供資料送付書（別記様式第2号）により広報広聴課長に送付するものとする。

2 広報広聴課長は、前項の規定により送付された資料について、次により処理するものとする。

- （1） ホームページに掲載する資料は、県警ホームページに掲載するものとする。
- （2） 閲覧に供する資料は、条例を所管する群馬県の所属の長に1部送付し、県民センターにおける掲出を依頼するものとする。

3 所属長は、第1項の規定により広報広聴課長に公表等の資料を送付した場合において、公表等の閲覧期間が終了したとき、又は公表等を中止したときは、情報の公表終了（中止）報告書（別記様式第3号）を作成し、広報広聴課長に報告するものとする。この場合において、広報広聴課長は、速やかに、公表等に係る資料を削除し、又は撤去するものとする。

（公表又は提供する情報の充実）

第10条 所属長は、公表等に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、県民に分かりやすいものとするよう努めるものとする。

（行政資料等）

第11条 行政資料等（公表を目的として作成された印刷物及び電磁的資料をいう。）の情報の公開については、別に定める。